

企業立地促進奨励事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 地域経済の活性化及び雇用の拡大を図るため、この要綱で定めるところにより、この要綱で定める要件に適合すると認定された企業（以下「認定企業」という。）が工場若しくは事業所（以下「工場等」という。）を新設し、又は増設する場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 新設

一の市町村の区域内において新たに工場等を設置することをいう。

(2) 増設

一の市町村の区域内に工場等を有する既立地企業が、当該市町村の区域内において更に工場等を設置すること（既存の工場等の建屋を増築し、又は既存の工場等と同一の敷地内において更に工場等を設置することを含む。）又は当該工場等の生産能力を増強するため、更に機械、設備等を取付することをいう。

(3) 既立地企業

別表第1又は別表第2に掲げる対象区域内の市町村の区域内に立地している企業であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該工場等を立地した時点で、当該立地する市町村の区域外に本社機能を有するもの

イ 当該立地する市町村の区域内に本社機能を有するもののうち、当該工場等を立地した時点で、当該立地する市町村の区域外に本社機能を有する企業から過半数の出資を受けているもの

ウ ア又はイに該当するもののほか、市町村長からの協議に基づき知事が認めるもの

(4) 固定資産投資額

地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋及び償却資産の取得等に要する経費の総額をいう。ただし、償却資産については、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで（同条第4号及び第5号を除く。）に掲げる資産をいう。

(5) 新規雇用者

次の要件をすべて満たす県内居住者である常用雇用者（以下「常用雇用者」という。）として新たに採用された者をいう。

ア 雇用期間の定めのない者

イ 健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の被保険者となっている者

(6) 立地支援企業

新設し、又は増設する工場等で操業する企業（以下「立地企業」という。）の工場等の用に供する目的で、当該企業に有償若しくは無償による貸付又はリースをするために新たに固定資産を取得する企業をいう。ただし、立地企業に20%以上の出資を行っていないものにあつては、新たに土地又は家屋を取得したものに限る。

(7) 工場適地

工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）第 3 条第 1 項に規定する工場立地調査簿に工場適地として記載されている地区をいう。

(8) 農村産業団地

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和 46 年法律第 112 号）第 5 条第 2 項第 1 号に規定する産業導入地区をいう。

(9) 工業系用途地域

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する準工業地域、工業地域又は工業専用地域をいう。

(10) 工業団地

県、市町村又はこれらが出資した団体が造成した工場等用地の区域をいう。

(11) 業務用地

中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 30 号）附則第 4 条第 2 号による廃止前の新事業創出促進法（平成 10 年法律第 152 号）附則第 9 条第 2 号による廃止前の地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律（昭和 63 年法律第 32 号）第 7 条第 1 項第 1 号に規定する特定事業の用に供する業務用地をいう。

(12) 津波補助金

平成 25 年度から国が実施する津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金（製造業等立地支援事業）をいう。

（企業立地促進事業）

第 3 補助の要件並びに補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及びこれに対する補助額は、別表第 1 の対象区域の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の当該各欄に掲げるとおりとする。この場合において、立地企業が当該補助の要件に適合する場合は、当該立地企業に係る立地支援企業についても当該要件に適合するものとみなす（次項において同じ）。

2 前項の規定にかかわらず、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 18 項の規定により同条第 1 項に規定する地域再生計画（同条第 4 項第 5 号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 49 号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下「公示日」という。）から平成 32 年 3 月 31 日までの間に、地域再生法第 17 条の 2 第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者及び当該事業者の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 8 項に規定する関係会社をいう。）その他当該事業者と出資、人事、資金、技術、取引等において密接な関係を有する企業として知事が認めるものが工場等を新設し、又は増設する場合、企業立地促進事業に係る補助の要件並びに補助対象経費及びこれに対する補助額は、別表第 2 の対象区域の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の当該各欄に掲げるとおりとする。

3 一の工場等に係る補助額の合計額は、15,000 万円を超えないものとする。

（認定の手続き）

第 4 補助金の交付を受けようとする企業は、行おうとする工場等の新設又は増設に係る事業が第 3 に定める補助の要件に適合することについて、あらかじめ市町村長の認定を受けなければならない。立地支援企業が補助金の交付を受けようとする場合にあっては、立地企業についても、同様とする。

2 前項の認定を受けようとする企業は、工場等の用に供する家屋の建設工事に着手する日の 30

日前まで（現に存する家屋を取得する場合または家屋の取得を伴わない場合にあつては、当該取得に関する契約を締結する日の 30 日前まで）に、次に掲げる書類を添えて、市町村長に申請しなければならない。立地支援企業が申請する場合にあつては、立地企業と同時期に申請するものとする。

- (1) 工場等整備計画書（操業開始までの日程表及び図面を添付すること。）
 - (2) 工場等用地の取得、造成計画書（用地取得を伴わない場合にあつては不要）
 - (3) 工場等における立地企業の事業内容が別表第 1 又は別表第 2 に定める補助の要件の欄中 2 に掲げる事業に該当することの説明書
 - (4) 工場等における立地企業の雇用者の雇入れに関する計画書
 - (5) 固定資産投資に関する計画書（立地支援企業が固定資産投資を行う場合にあつては、投資総額、立地企業及び立地支援企業の負担内容が分かる内容とすること。）
 - (6) 工場等建物一覧表
 - (7) 工場等における公害の防止に関する計画書
 - (8) 定款（個人にあつては不要）
 - (9) 法人登記簿謄本（個人にあつては不要）
 - (10) 印鑑証明書
 - (11) 申請時前 3 か年分の営業報告書及び事業税納税証明書
 - (12) 増設にあつては、既立地企業に該当することの説明書（市町村長からの協議に基づき知事が認めるものにあつては不要）
 - (13) 増設にあつては、工場等において別表第 1 又は別表第 2 に定める常用雇用者（新規雇用者を含む。）の数の要件に該当することの説明書
 - (14) 立地企業及び立地支援企業のそれぞれが固定資産投資を行う場合にあつては、次に掲げる内容についての立地企業及び立地支援企業の連名による説明書
 - ア 立地企業及び立地支援企業が固定資産投資額を負担して一の工場等の新設又は増設を行うこと。
 - イ 立地企業及び立地支援企業のそれぞれがその固定資産投資額に応じて補助金の交付を受けようとする事。
 - ウ 立地企業及び立地支援企業がともに、規則及びこの要綱並びに市町村が定める規程を遵守すること。
 - (15) 立地支援企業のみが固定資産投資を行う場合にあつては、次に掲げる内容についての立地企業及び立地支援企業の連名による説明書
 - ア 立地支援企業のみが固定資産投資額を負担して一の工場等の新設又は増設を行うこと。
 - イ 立地支援企業のみが補助金の交付を受けようとする事。
 - ウ 立地企業及び立地支援企業がともに、規則及びこの要綱並びに市町村が定める規程を遵守すること。
- 3 市町村長は、前項による認定の申請を受け、認定しようとする場合には、その申請があつた日から 30 日以内に、認定協議書（様式第 7 号）に企業からの認定申請書及び前項の書類の写し並びに市町村における補助金交付要綱等を添付して、知事に協議しなければならない。
 - 4 知事は、前項の協議を受けた場合には、申請の内容を審査し、適当と認めるときには認定承認書（様式第 8 号）により、当該市町村長に承認の通知をするものとする。
 - 5 市町村長は、前項の知事の承認を受けた後でなければ、認定を行つてはならない。

(補助事業の内容の変更)

- 第5 規則第6条第1項第2号に規定する軽微な変更は、知事が別に定める新規雇用者又は常用雇用者（新規雇用者を除く。）の数のいずれかの20%以内の増減とする。ただし、補助要件を満たさなくなる場合を除く。
- 2 認定企業が、認定に係る事業の内容を変更し、又は認定に係る事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、市町村長の定めるところにより、あらかじめ市町村長の承認を受けなければならない。立地支援企業が認定を受けた場合であって、立地企業又は立地支援企業のいずれか一方に承認を受ける事由が生じたときは、他のものについても、承認を受けるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、変更しようとする事業の内容が投資総額の増減に係る場合であって、当該増減の率が20%未満であるものについては、変更の承認を要しないものとする。ただし、補助要件を満たさなくなる場合を除く。
- 4 市町村長は、第2項の申請を受け、承認しようとする場合には、当該申請に係る事業内容の変更が第1項に規定する軽微な変更該当する場合を除き、その申請があった日から30日以内に認定内容変更（中止、廃止）承認協議書（様式第9号）により知事に協議するものとする。
- 5 知事は、前項の協議を受けた場合には、内容を審査し、適当と認めるときは、認定内容変更（中止、廃止）承認通知書（様式第10号）により当該市町村長に承認の通知をするものとする。
- 6 市町村長は、前項の知事の承認を受けた後でなければ、承認を行ってはならない。

(操業の開始の届出)

- 第6 認定企業は、操業（認定の事由となった工場等の操業をいう。）を開始したときは、当該操業の開始の日（認定の対象となった事業が津波補助金の採択を受けたものである場合にあつては、津波補助金の額の確定の通知を受けた日）から10日以内に操業開始届を市町村長に届け出なければならない。
- 2 市町村長は、認定企業から前項の届出があつた場合には、操業等の開始（承継）届出書（様式第11号）により、認定企業からの届出書類の写しを添えて、速やかに知事に報告しなければならない。

(承継の届出)

- 第7 合併、譲渡、相続その他の事由により、補助対象工場等に係る事業を承継したものは、その承継の日から30日以内に、承継を証する書類を添えて、承継届を市町村長に届け出なければならない。
- 2 市町村長は、認定企業から前項の届出があつた場合には、操業等の開始（承継）届出書（様式第11号）により、認定企業からの届出書類の写しを添えて、速やかに知事に報告しなければならない。

(企業の補助金交付申請)

- 第8 補助金の交付を受けようとする認定企業は、操業の開始の日から1年以内（認定の対象となった事業が津波補助金の採択を受けたものである場合にあつては、津波補助金の精算払を受けた日から30日以内）に、市町村長に対し補助金等の交付を申請しなければならない。立地支援企業が申請する場合にあつては、立地企業と同時期に申請するものとする。

(市町村長の補助金交付申請)

- 第9 市町村長は、第8により認定企業から補助金等の交付申請を受理した場合は、その申請を受理した日から30日以内に、知事に対して補助金の交付申請をすることができる。

(市町村長に対する補助金交付決定)

第10 知事は、第9による補助金の交付申請が提出された場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。

(認定の取消し)

第11 市町村長は、認定企業が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、認定を取り消すことができる。立地支援企業が認定を受けた場合であって、立地企業又は立地支援企業のいずれか一方が次の各号のいずれかに該当したときは、他のものも同様とする。

- (1) 正当な理由によることなく、第4による市町村長の認定後3年以内に操業を開始しないとき。
- (2) 正当な理由によることなく、操業の開始の日から5年以内に事業を休止又は廃止したとき。
- (3) 第3に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (4) この要綱又は市町村が定める規程に違反する行為があったとき。
- (5) 偽りその他不正な手段により、この要綱の規定による認定等を受けたとき。

2 知事は、認定企業に関して前項各号に掲げる事実があると認めるときは、市町村長に対して、認定の取消しを求めることができるものとする。

3 市町村長は、認定を取り消したときは、速やかに知事に報告しなければならない。

4 知事は、市町村長が認定を取り消したときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(申請の取下期日)

第12 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(財産処分の制限)

第13 認定企業は、補助の対象となった財産について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ、市町村長の承認を受けなければならない。ただし、市町村が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合はこの限りではない。

2 市町村長は、前項の申請を受け、承認しようとする場合には、あらかじめ財産処分承認協議書(様式第12号)により知事に協議しなければならない。

3 知事は、前項の協議を受けた場合には、内容を審査し、適当と認めた時は、財産処分承認通知書(様式第13号)により当該市町村長に承認の通知をするものとする。

(完了の届出)

第14 市町村長は、補助事業が完了したときは、速やかに完了報告書(様式第14号)を知事に提出しなければならない。

(立入検査等)

第15 市町村長は、補助事業の全部又は一部を補助金の交付により実施する場合において、当該補助金の交付に当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該補助金の交付を受ける者に対して、必要な報告を求め、又はその職員に、当該交付を受ける者の事務所、工場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を附さなければならない。

(書類の整備)

第16 市町村長は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間(当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る処分の制限の期間が5年を超える場合にあっては当該処分の制限期間)これを保

存しなければならない。

(補助事業遂行状況報告)

第 17 補助金の交付を受けた企業は、補助金の交付を受けた日から 5 年間、当該補助金の交付を受けた日の翌日から起算して 1 年を経過するごとの日 (以下「報告基準日」という。) から 30 日以内に、次に掲げる事項を市町村長に報告しなければならない。

(1) 補助の対象となった工場等の当該報告基準日における常用雇用者の数

(2) 当該報告基準日における処分制限財産の管理の状況

2 市町村長は、前項の報告を受けたときは、速やかに補助事業遂行状況報告書 (様式第 15 号) を知事に提出しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第 18 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第 3 のとおりとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 14 年 5 月 9 日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 7 月 11 日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 2 月 4 日から施行し、平成 16 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 16 年 8 月 23 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

2 平成 16 年 4 月 1 日前に、コールセンター事業を行うための事業所を新設した企業に係る補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 19 年 5 月 17 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の前日までに改正前の要綱に基づいて行われた認定に係る補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 26 年 9 月 11 日から施行し、平成 26 年 7 月 1 日以降に立地決定した企業から適用する。

2 この要綱の施行の日の前日までに改正前の要綱に基づいて行われた認定に係る補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の日の前日までに改正前の要綱に基づいて行われた認定に係る補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日の前日までに改正前の要綱に基づいて行われた認定に係る補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日の前日までに改正前の要綱に基づいて行われた認定（以下「改正前認定」という。）に係る補助金の取扱いについては、なお従前の例による。ただし、この要綱による改正後の第 7 及び第 9 の規定は、改正前認定に係る補助金であって、当該認定の対象となった事業が津波補助金の採択を受けたものであるものについて適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日の前日までに改正前の要綱に基づいて行われた認定（以下「改正前認定」という。）に係る補助金の取扱いについては、なお従前の例による。ただし、この要綱による改正後の第 17 の規定は、平成 30 年 4 月 1 日以後における交付の決定に係る補助事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 12 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

別表第1（第2関係）

対象区域	補助の要件	補助対象経費	補助額
遠野市、八幡平市、滝沢市（業務用地に限る。）、葛巻町、岩手町、紫波町、西和賀町及び住田町の区域	<p>次の1から4までの全てに該当すること。</p> <p>1 工場等を左欄に掲げる区域内に所在する次に掲げるいずれかの場所に新設し、又は増設するものであること（ただし、増設については、既立地企業であって、平成33年3月31日までに第4による認定を受けたものに限る。）。</p> <p>(1) 工場適地 (2) 農村産業団地 (3) 工業系用途地域 (4) 工業団地 (5) 業務用地 (6) (1)から(5)までに掲げる場所のほか、市町村長からの協議に基づき知事が認める場所</p> <p>2 新設し、又は増設する工場等において次に掲げるいずれかの事業を営むものであること（ただし、(4)から(17)までについては、業務用地において事業を営むものに限る。）。</p> <p>(1) 製造業（統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷病及び死因分類を定める政令（昭和26年政令第127号）第2条の規定に基づく産業に関する分類の名称及び分類表（平成14年総務省告示第139号。以下「日本標準産業分類」という。）大分類Fに分類される事業をいう。別表第2において同じ。）</p> <p>(2) ソフトウェア業（日本標準産業分類小分類番号391に分類される事業をいう。別表第2において同じ。）</p> <p>(3) 自然科学研究所（日本標準産業分類小分類番号811に分類される事業をいう。別表第2において同じ。）</p> <p>(4) 総合リース業（日本標準産業分類細分類番号8811に分類される事業をいう。別表第2において同じ。）</p> <p>(5) 産業用機械器具賃貸業（日本標準産業分類小分類番号882に分類される事業をいう。別</p>	<p>認定企業が工場等を新設し、又は増設する場合に要する次に掲げる経費（以下この表及び別表第2において「事業費」という。）に対して、市町村が補助する場合に要する経費。ただし、当該経費が事業費の10分の3に相当する額を超える場合にあっては、当該10分の3に相当する額をもって補助対象経費とする。</p> <p>1 工場等の用に供する土地の取得及び造成に要する経費</p> <p>2 工場等の用に供する家屋、構築物等の取得に要する経費</p> <p>3 工場等において事業の用に供する機</p>	<p>当該補助対象経費の2分の1に相当する額以内の額で、15,000万円を限度とする。</p>

	<p>表第2において同じ。)</p> <p>(6) 事務用機械器具賃貸業 (日本標準産業分類小分類番号 883 に分類される事業をいう。別表第2において同じ。)</p> <p>(7) 機械修理業 (日本標準産業分類小分類番号 871 に分類される事業をいう。別表第2において同じ。)</p> <p>(8) 情報処理サービス業 (日本標準産業分類細分類番号 3921 に分類される事業をいう。別表第2において同じ。)</p> <p>(9) 情報提供サービス業 (日本標準産業分類細分類番号 3922 に分類される事業をいう。別表第2において同じ。)</p> <p>(10) 広告代理業 (日本標準産業分類小分類番号 891 に分類される事業をいう。別表第2において同じ。)</p> <p>(11) ディスプレイ業 (日本標準産業分類細分類番号 9091 に分類される事業をいう。別表第2において同じ。)</p> <p>(12) 産業用設備洗浄業 (日本標準産業分類細分類番号 9092 に分類される事業をいう。別表第2において同じ。)</p> <p>(13) 非破壊検査業 (日本標準産業分類細分類番号 9093 に分類される事業をいう。別表第2において同じ。)</p> <p>(14) デザイン・機械設計業 (日本標準産業分類小分類番号 806 に分類される事業をいう。別表第2において同じ。)</p> <p>(15) 経営コンサルタント業 (日本標準産業分類細分類番号 8093 に分類される事業をいう。別表第2において同じ。)</p> <p>(16) 電気機械器具修理業 (日本標準産業分類小分類番号 872 に分類される事業をいう。別表第2において同じ。)</p> <p>(17) エンジニアリング業 (日本標準産業分類細分類番号 8099 に分類される他に分類されない専門サービス業のうち、エンジニアリング業の事業をいう。別表第2において同じ。)</p>	<p>械、設備等償却資産の取得に要する経費</p>	
--	---	---------------------------	--

	<p>3 工場等の新設又は増設に伴う固定資産投資額（立地支援企業が固定資産投資額の全部又は一部を負担する場合にあっては、当該立地支援企業が立地企業のために支出する固定資産投資額と当該立地企業が支出する固定資産投資額とを合算した額。別表第2において同じ。）が次に該当するものであること。</p> <p>(1) 新設にあっては、工場等の新設に伴う固定資産投資額が5千万円以上であること及び新規雇用者の数が5人以上であること。</p> <p>(2) 増設にあっては、次に掲げる要件をすべて満たすこと。</p> <p>ア 工場等の増設に伴う固定資産投資額が1億円以上であること。</p> <p>イ 新規雇用者の数が10人以上であり、かつ、増設後の常用雇用者の数が10人以上増加すること。</p> <p>ウ 補助金の交付を受けた実績のある工場等の増設にあっては、新たに補助金の交付を受けて実施しようとする増設後における常用雇用者の数が、当該増設に伴い増加する数に次に掲げる数を加えた数以上であること。</p> <p>(ア) 新設に伴い補助金の交付を受けた実績のある場合 当該補助金の交付に係る新規雇用者の数</p> <p>(イ) 増設に伴い補助金の交付を受けた実績のある場合 直近の補助金の交付により増加した後の常用雇用者の数</p> <p>4 新設し、又は増設する工場等の公害の防止に関し、必要な対策がとられていること。</p>		
<p>久慈市、二戸市、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野</p>	<p>次の1から4までの全てに該当すること。</p> <p>1 工場等を左欄に掲げる区域内に所在する次に掲げるいずれかの場所に新設し、又は増設するものであること（ただし、増設については、既立地企業であって、平成33年3月31日までに第4による認定を受けたものに限る。）。</p> <p>(1) 工場適地</p> <p>(2) 農村産業団地</p> <p>(3) 工業系用途地域</p>	<p>認定企業が工場等を新設し、又は増設する場合に要する事業費に対して、市町村が補助する場合に要する経費。ただし、当該経費が事業費の10分の3に</p>	<p>当該補助対象経費の2分の1に相当する額以内の額で、15,000万円を限度とする。</p>

<p>町及び一戸町の区域</p>	<p>(4) 工業団地</p> <p>(5) (1)から(4)までに掲げる場所のほか、市町村長からの協議に基づき知事が認める場所</p> <p>2 新設し、又は増設する工場等において次に掲げるいずれかの事業を営むものであること。</p> <p>(1) 製造業</p> <p>(2) ソフトウェア業</p> <p>(3) 自然科学研究所</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げる事業を営むもののほか、市町村長からの協議に基づき当該市町村における経済の活性化及び雇用の拡大に資する事業として知事が認めるもの（日本標準産業分類大分類A（植物工場（植物の生育環境及び生育のモニタリングを基礎として、高度な環境制御及び生育予測を行うことにより、野菜等の植物の周年で計画的な生産を行う施設園芸をいう。）であって、飲食料品の原料の用に供することを主たる目的として植物の生産を行うものを除く。）、B、C、R及びSに分類されるものを除く。別表第2において同じ。）</p> <p>3 工場等の新設又は増設に伴う固定資産投資額及び雇用者の数が次に該当するものであること。</p> <p>(1) 新設にあつては、工場等の新設に伴う固定資産投資額が5千万円以上であること及び新規雇用者の数が3人以上（固定資産投資額が1億円以上の場合にあつては、5人以上）であること。</p> <p>(2) 増設にあつては、次に掲げる要件をすべて満たすこと。</p> <p>ア 工場等の増設に伴う固定資産投資額が5千万円以上であること。</p> <p>イ 新規雇用者の数が3人以上であり、かつ、増設後の常用雇用者の数が3人以上増加すること（ただし、工場等の増設に伴う固定資産投資額が1億円以上の場合にあつては、新規雇用者の数が5人以上であり、かつ、増設後の常用雇用者の数が5人以上増加すること。）。</p> <p>ウ 補助金の交付を受けた実績のある工場等の増設にあつては、新たに補助金の交付を受けて実施しようとする増設後における常用雇用者の数が、当該増設に伴い増加する数に次に掲げる数を加えた数以上であること。</p>	<p>相当する額を超える場合にあつては、当該10分の3に相当する額をもって補助対象経費とする。</p>	
------------------	--	---	--

	<p>(ア) 新設に伴い補助金の交付を受けた実績のある場合 当該補助金の交付に係る新規雇用者の数</p> <p>(イ) 増設に伴い補助金の交付を受けた実績のある場合 直近の補助金の交付により増加した後の常用雇用者の数</p> <p>4 新設し、又は増設する工場等の公害の防止に関し、必要な対策がとられていること。</p> <p>5 当該工場等の新設又は増設に係る事業について、津波補助金の採択を受けていないこと。</p>		
<p>宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村及び洋野町の区域</p>	<p>工場等を左欄に掲げる区域内に新設し、又は増設しようとするものであり、当該新設又は増設に係る事業について津波補助金の採択を受けていること。</p>	<p>認定企業が工場等を新設し、又は増設する場合に要する事業費（津波補助金の交付の対象とされた経費の額に限る。）に対して、市町村が補助する場合に要する経費。ただし、当該経費が事業費の10分の3に相当する額を超える場合には、当該10分の3に相当する額をもって補助対象経費とする。</p>	<p>当該補助対象経費の2分の1に相当する額以内の額で、次に掲げる額のうちいずれか低い額を限度とする。</p> <p>1 津波補助金の交付決定通知書に記載された補助対象経費の額に津波補助金の補助率の上限として応募者の資本金の額、雇用者の数その他の基準に応じて定めら</p>

			<p>れた率を乗じた額と、当該交付決定通知書に記載された補助金の額との差額（以下別表第2において単に「津波補助金減額相当額」という。）の2分の1に相当する額</p> <p>2 事業費の10分の1.5に相当する額</p> <p>3 15,000万円</p>
盛岡市、花巻市、北上市、一関市、奥州市、滝沢市（業務	<p>次の1から4までの全てに該当すること。</p> <p>1 工場等を左欄に掲げる区域内に所在する次に掲げるいずれかの場所に新設するものであること。</p> <p>(1) 工場適地</p> <p>(2) 農村産業団地</p> <p>(3) 工業系用途地域</p> <p>(4) 工業団地</p>	<p>認定企業が工場等を新設する場合に要する事業費に対して、市町村が補助する場合に要する経費。ただし、当該経費が事業費の10分の1に相当する額を超</p>	<p>当該補助対象経費の2分の1に相当する額以内の額で、15,000万円を限度とする。</p>

用地を除く。)、雫石町、矢巾町、金ヶ崎町及び平泉町の区域	<p>(5) (1)から(4)までに掲げる場所のほか、市町村長からの協議に基づき知事が認める場所</p> <p>2 新設する工場等において次に掲げるいずれかの事業を営むものであること。</p> <p>(1) 製造業</p> <p>(2) ソフトウェア業</p> <p>(3) 自然科学研究所</p> <p>3 工場等の新設に伴う固定資産投資額が1億円以上であること及び新規雇用者の数が、製造業にあっては10人以上、製造業以外にあっては5人以上であること。</p> <p>4 新設する工場等の公害の防止に関し、必要な対策がとられていること。</p>	える場合にあつては、当該10分の1に相当する額をもって補助対象経費とする。	
------------------------------	---	---------------------------------------	--

別表第2 (第2関係)

対象区域	補助の要件	補助対象経費	補助額
遠野市、八幡平市、滝沢市（業務用地に限る。）、葛巻町、岩手町、紫波町、西和賀町及び住田町の区域	<p>次の1から4までの全てに該当すること。</p> <p>1 工場等を左欄に掲げる区域内に所在する次に掲げるいずれかの場所に新設し、又は増設するものであること（ただし、増設については、既立地企業であつて、平成33年3月31日までに第4による認定を受けたものに限る。）。</p> <p>(1) 工場適地</p> <p>(2) 農村産業団地</p> <p>(3) 工業系用途地域</p> <p>(4) 工業団地</p> <p>(5) 業務用地</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げる場所のほか、市町村長からの協議に基づき知事が認める場所</p> <p>2 新設し、又は増設する工場等において次に掲げるいずれかの事業を営むものであること（ただし、(4)から(17)までについては、業務用地において事業を営むものに限る。）。</p> <p>(1) 製造業</p> <p>(2) ソフトウェア業</p>	<p>認定企業が工場等を新設し、又は増設する場合に要する事業費に対して、市町村が補助する場合に要する経費が事業費の10分の4に相当する額を超える場合にあつては、当該10分の4に相当する額をもって補助対象経費とする。</p>	<p>当該補助対象経費の2分の1に相当する額以内の額で、15,000万円を限度とする。</p>

- (3) 自然科学研究所
- (4) 総合リース業
- (5) 産業用機械器具賃貸業
- (6) 事務用機械器具賃貸業
- (7) 機械修理業
- (8) 情報処理サービス業
- (9) 情報提供サービス業
- (10) 広告代理業
- (11) ディ스플레이業
- (12) 産業用設備洗浄業
- (13) 非破壊検査業
- (14) デザイン・機械設計業
- (15) 経営コンサルタント業
- (16) 電気機械器具修理業
- (17) エンジニアリング業

3 工場等の新設又は増設に伴う固定資産投資額が次に該当するものであること。

- (1) 新設にあつては、工場等の新設に伴う固定資産投資額が5千万円以上であること及び新規雇用者の数が5人以上であること。
- (2) 増設にあつては、次に掲げる要件をすべて満たすこと。
 - ア 工場等の増設に伴う固定資産投資額が1億円以上であること。
 - イ 新規雇用者の数が10人以上であり、かつ、増設後の常用雇用者の数が10人以上増加すること。
 - ウ 補助金の交付を受けた実績のある工場等の増設にあつては、新たに補助金の交付を受けて実施しようとする増設後における常用雇用者の数が、当該増設に伴い増加する数に次に掲げる数を加えた数以上であること。

	<p>(ア) 新設に伴い補助金の交付を受けた実績のある場合 当該補助金の交付に係る新規雇用者の数</p> <p>(イ) 増設に伴い補助金の交付を受けた実績のある場合 直近の補助金の交付により増加した後の常用雇用者の数</p> <p>4 新設し、又は増設する工場等の公害の防止に関し、必要な対策がとられていること。</p>		
<p>久慈市、二戸市、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町及び一戸町の区域</p>	<p>次の1から4までの全てに該当すること。</p> <p>1 工場等を左欄に掲げる区域内に所在する次に掲げるいずれかの場所に新設し、又は増設するものであること（ただし、増設については、既立地企業であって、平成33年3月31日までに第4による認定を受けたものに限る。）。</p> <p>(1) 工場適地</p> <p>(2) 農村産業団地</p> <p>(3) 工業系用途地域</p> <p>(4) 工業団地</p> <p>(5) (1)から(4)までに掲げる場所のほか、市町村長からの協議に基づき知事が認める場所</p> <p>2 新設し、又は増設する工場等において次に掲げるいずれかの事業を営むものであること。</p> <p>(1) 製造業</p> <p>(2) ソフトウェア業</p> <p>(3) 自然科学研究所</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げる事業を営むもののほか、市町村長からの協議に基づき当該市町村における経済の活性化及び雇用の拡大に資する事業として知事が認めるもの</p> <p>3 工場等の新設又は増設に伴う固定資産投資額及び雇用者の数が次に該当するものであること。</p> <p>(1) 新設にあつては、工場等の新設に伴う固定資産投資額が5千万円以上であること及び新規雇用者の数が3人以上（固定資産投資額が1億円以上の場合にあつては、5人以上）であること。</p>	<p>認定企業が工場等を新設し、又は増設する場合に要する事業費に対して、市町村が補助する場合に要する経費。ただし、当該経費が事業費の10分の4に相当する額を超える場合にあつては、当該10分の4に相当する額をもって補助対象経費とする。</p>	<p>当該補助対象経費の2分の1に相当する額以内の額で、15,000万円を限度とする。</p>

	<p>(2) 増設にあつては、次に掲げる要件をすべて満たすこと。</p> <p>ア 工場等の増設に伴う固定資産投資額が5千万円以上であること。</p> <p>イ 新規雇用者の数が3人以上であり、かつ、増設後の常用雇用者の数が3人以上増加すること（固定資産投資額が1億円以上の場合にあつては、新規雇用者の数が5人以上であり、かつ、増設後の常用雇用者の数が5人以上増加すること。）。</p> <p>ウ 補助金の交付を受けた実績のある工場等の増設にあつては、新たに補助金の交付を受けて実施しようとする増設後における常用雇用者の数が、当該増設に伴い増加する数に次に掲げる数を加えた数以上であること。</p> <p>(ア) 新設に伴い補助金の交付を受けた実績のある場合 当該補助金の交付に係る新規雇用者の数</p> <p>(イ) 増設に伴い補助金の交付を受けた実績のある場合 直近の補助金の交付により増加した後の常用雇用者の数</p> <p>4 新設し、又は増設する工場等の公害の防止に関し、必要な対策がとられていること。</p> <p>5 当該工場等の新設又は増設に係る事業について、津波補助金の採択を受けていないこと。</p>		
<p>宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普</p>	<p>工場等を左欄に掲げる区域内に新設し、又は増設しようとするものであり、当該新設又は増設に係る事業について津波補助金の採択を受けていること。</p>	<p>認定企業が工場等の新設し、又は増設する場合に要する事業費（津波補助金の交付の対象とされた経費の額に限る。）に対して、市町村が補助する場合に要する経費。ただし、当該経費が事業費の10分の4に相当する額を超える場合にあつて</p>	<p>当該補助対象経費の2分の1に相当する額以内の額で、次に掲げる額のうちいずれか低い額を限度とする。</p> <p>1 津波補助金減額相当額の2分の1に相当する額</p>

代村、野田村及び洋野町の区域		は、当該10分の4に相当する額をもって補助対象経費とする。	2 事業費の10分の2に相当する額 3 15,000万円
盛岡市、花巻市、北上市、一関市、奥州市、滝沢市（業務用地を除く。）、雫石町、矢巾町、金ケ崎町及び平泉町の区域	<p>次の1から4までの全てに該当すること。</p> <p>1 工場等を左欄に掲げる区域内に所在する次に掲げるいずれかの場所に新設し、又は増設するものであること（ただし、増設については、既立地企業であって、平成33年3月31日までに第4による認定を受けたものに限る。）。</p> <p>(1) 工場適地 (2) 農村産業団地 (3) 工業系用途地域 (4) 工業団地 (5) (1)から(5)までに掲げる場所のほか、市町村長からの協議に基づき知事が認める場所</p> <p>2 新設する工場等において次に掲げるいずれかの事業を営むものであること。</p> <p>(1) 製造業 (2) ソフトウェア業 (3) 自然科学研究所</p> <p>3 工場等の新設又は増設に伴う固定資産投資額が次に該当するものであること。</p> <p>(1) 新設にあつては、工場等の新設に伴う固定資産投資額が5千万円以上であること及び新規雇用者の数が5人以上であること。 (2) 増設にあつては、次に掲げる要件をすべて満たすこと。 ア 工場等の増設に伴う固定資産投資額が1億円以上であること。 イ 新規雇用者の数が10人以上であり、かつ、増設後の常用雇用者の数が10人以上増加すること。</p>	認定企業が工場等を新設する場合に要する事業費に対して、市町村が補助する場合に要する経費。ただし、当該経費が事業費の10分の3に相当する額を超える場合にあつては、当該10分の3に相当する額をもって補助対象経費とする。	当該補助対象経費の2分の1に相当する額以内の額で、15,000万円を限度とする。

	<p>ウ 補助金の交付を受けた実績のある工場等の増設にあつては、新たに補助金の交付を受けて実施しようとする増設後における常用雇用者の数が、当該増設に伴い増加する数に次に掲げる数を加えた数以上であること。</p> <p>(ア) 新設に伴い補助金の交付を受けた実績のある場合 当該補助金の交付に係る新規雇用者の数</p> <p>(イ) 増設に伴い補助金の交付を受けた実績のある場合 直近の補助金の交付により増加した後の常用雇用者の数</p> <p>4 新設する工場等の公害の防止に関し、必要な対策がとられていること。</p>		
--	--	--	--

別表第3 (第18関係)

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	企業立地促進奨励事業費補助金交付申請書	第1号	1部	市町村長が認定企業からの補助金交付申請を受理してから30日以内
	1 事業計画書	第2号	1部	
	2 工場等における立地企業の事業内容が別表第1又は別表第2に定める補助の要件の2に掲げる事業に該当することの説明書	任意	1部	
	3 固定資産投資額明細書（立地支援企業が固定資産投資を行う工場等にあつては、投資総額、立地企業及び立地支援企業の負担内容がわかる内容とすること。）	第3号	1部	
	4 契約書（土地売買、建物工事請負、機械設備売買等）及び領収書の写し		1部	
	5 雇用者名簿（立地支援企業にあつては不要）	第4号	1部	
	6 新規雇用者の雇用通知書の写し（立地支援企業にあつては不要）		1部	
	7 工場等の配置図		1部	
	8 工場等の写真		1部	
	9 市町村長の認定通知書の写し		1部	
	10 増設の場合にあつては、別表第1又は別表第2に定める常用雇用者の数の要件に該当することの説明書	任意	1部	
11 立地支援企業が固定資産投資を行う場合にあつては、第4第2項第14号又は同項第15号に掲げる	任意	1部		

	説明書			
規則第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の規定により承認を受ける場合の書類	<p>企業立地促進奨励事業変更（中止、廃止）承認申請書</p> <p>1 事業計画書</p> <p>2 変更（中止、廃止）の理由書</p> <p>3 補助金交付申請時の提出書類中変更に係るもの（中止、廃止の場合は不要）</p>	<p>第 5 号</p> <p>第 2 号</p> <p>任意</p> <p>1 部</p>	<p>1 部</p> <p>1 部</p> <p>1 部</p>	<p>変更（中止、廃止）の生じた日から 15 日以内</p>
規則第 13 条第 1 項の規定による書類	<p>企業立地促進奨励事業費補助金請求書</p> <p>1 事業実績書</p> <p>2 企業への補助金の交付を証明する書類</p>	<p>第 6 号</p> <p>第 2 号</p> <p>任意</p>	<p>1 部</p> <p>1 部</p> <p>1 部</p>	<p>事業完了後 30 日以内又は補助金交付申請日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに</p>

岩手県知事

様

市町村長 氏

名 印

企業立地促進奨励事業費補助金交付申請書

年度において、企業立地促進奨励事業費補助金の交付を受けたいので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

事業名

金

円

(A4)

事業計画（実績）書

- 1 事業の目的
- 2 事業の概要

市町村補助 制度の名称	認定企業名 代表者氏名	工場（事業 所）の所在地	工場（事業所）の 新設又は増設に 要する（要した） 経費	補助事業に要 する（要した） 経費	県補助額	備考
			円	円	円	
計						

(A4)

様式第3号（別表第3関係）

固定資産投資額明細書

	施設設備名	数 量	単 価	金 額	備 考
土 地					
小 計					
建 物					
小 計					
償却資産					
小 計					
合 計					

注1 土地又は建物の金額の欄には、取得価格を記載すること。

2 償却資産の金額の欄には、新規取得設備の場合は取得価格を、県外からの移転設備の場合は、残存価格を記載すること。

3 償却資産が県外からの移転設備の場合は、備考欄にその旨記載すること。

(A4)

様式第4号（別表第3関係）

雇用者名簿

	氏 名	年 齢	職 種	新 規
常用従業員				
小 計				
臨時従業員				
小 計				
計				

注 増設にあつては、増設に伴い増加した雇用者を記載すること。

(A4)

様式第5号（別表第3関係）

第 号
年 月 日

岩手県知事 様

市町村長 氏 名 印

企業立地促進奨励事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定があった企業立地促進奨励事業費補助金について、次のとおり変更（中止、廃止）したいので、岩手県補助金交付規則により関係書類を添えて承認を申請します。

事業名

理 由

注：添付書類は、変更前と変更後を容易に比較対照できるように、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

（A4）

様式第6号（別表第3関係）

第 号
年 月 日

岩手県知事 様

市町村長 氏 名 印

企業立地促進奨励事業費補助金請求書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定があった企業立地促進奨励事業費補助金について、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を請求します。

事業名

金 円

（A4）

市町村長 様

岩手県知事

認定内容変更 (中止、廃止) 承認通知書

年 月 日付け 第 号で協議のあった下記企業に係る変更 (中止、廃止) 認定については、承認することとしたので、企業立地促進奨励事業費補助金交付要綱第 5 第 5 項により通知します。

記

- 1 事業名
- 2 認定申請企業 所在地
名称
- 3 認定対象工場 (事業所) 所在地
名称
- 4 変更 (中止、廃止) 承認の条件

(A 4)

岩手県知事 様

市町村長 氏 名 印

操業等の開始 (承継) の届出について

下記認定工場等について、標記届出があったので、企業立地促進奨励事業費補助金交付要綱第 6 第 2 項 (第 7 第 2 項) により報告します。

記

- 1 事業名
- 2 認定企業 所在地
名称
- 3 認定工場 (事業所) 所在地
名称

(A 4)

岩手県知事

様

市町村長 氏

名 印

財産処分承認協議書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた 年度企業立地促進奨励事業費補助金
について、下記の企業から財産の処分の承認の申請があったので、企業立地促進奨励事業
費補助金交付要綱第 13 第 2 項に基づき、下記により協議します。

記

- 1 事業名
- 2 企業名 所在地
名 称
- 3 対象工場 (事業所) 所在地
名 称
- 4 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	仕 様	処分の方法	処分の時期	処分の理由

- 5 処分する相手方
住 所
氏 名
使用目的等

様式第 13 号 (第 13 関係)

第 号
年 月 日

市町村長 様

岩手県知事

財産処分承認通知書

年 月 日付け 第 号で協議のあった財産の処分については承認したので、企業立地促進奨励事業費補助金交付要綱第 13 第 3 項により通知します。

(A 4)

様式第 14 号 (第 14 関係)

第 号
年 月 日

岩手県知事 様

市町村長 氏 名 印

完了報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた補助事業を完了したので、企業立地促進奨励事業費補助金交付要綱第 14 により報告します。

記

市町村補助制度の名称	認定企業名 代表者氏名	工場(事業所) の所在地	補助事業に 要した経費	補助対象経費	市町村補助額
			円	円	円

(A 4)

岩手県知事

様

市町村長 氏

名 印

補助事業遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた下記の補助事業に係る遂行状況について、
企業立地促進奨励事業費補助金交付要綱第 17 第 2 項により報告します。

記

市町村補助 制度の名称	認定企業名 代表者氏名	工場等の所在地	事業費	補助対象経費	市町村補助額
			円	円	円
補助金交付日	左記報告基 準日におけ る工場等 の常用雇用 者の数 [ア]	交付申請時 点における 工場等 の常用雇用 者の数 [イ]	採択に係る 新規雇用者 の数 [ウ]	[ア] が [イ +ウ] を下回 る場合にお ける今後の 対応	
年 月 日					
報告基準日 (年目)					
年 月 日	人	人	人		
財産管理状況		別紙のとおり			

備考 1 別紙については、固定資産投資額明細書 (様式第 3 号) を準用して作成すること。

2 別紙の備考欄には、処分制限財産の現在の状況 (当該財産の管理が適切でないと思
められる場合においては、今後の対応を含む。) を記載すること。

(A 4)